

# 中山間地域農業直接支払事業中間年評価書

## 資 料 編

## 目次

市町村別・活動項目別評価一覧	.....	1
市町村別全体評価一覧	.....	3
協定の全体評価の内訳・広域別の全体評価の状況	.....	5
市町村による制度の評価（制度と課題）	.....	7
中山間地域農業直接支払事業に関するアンケート調査 （市町村対象）	.....	24
中山間地域農業直接支払事業に関するアンケート調査 （集落協定対象）	.....	30

市 町 村 別 ・ 活 動 項 目 別 評 価 一 覧

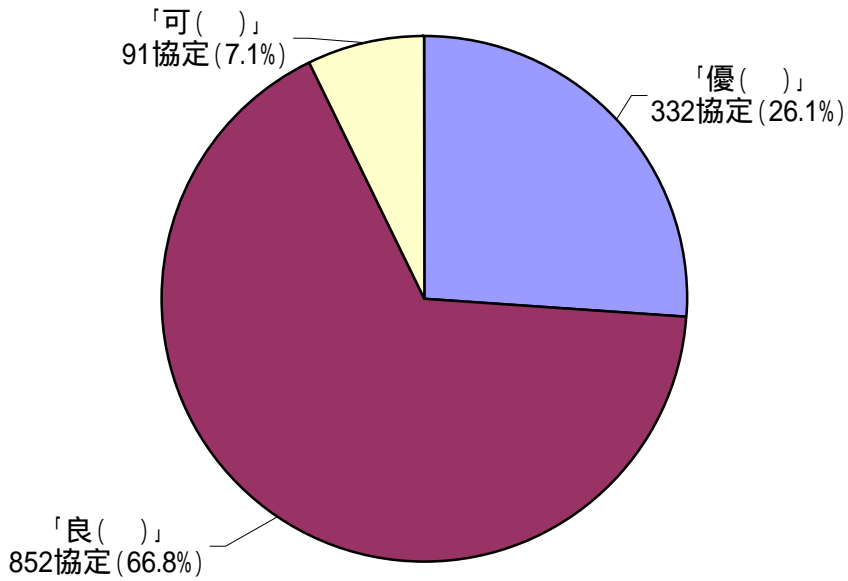
地事名	市町村名	集落マスタープランの実践				耕作放棄の防止等の活動				水路・農道等の管理活動				多面的機能を増進する活動			
		優( )	良( )	可( )	不可(x)	優( )	良( )	可( )	不可(x)	優( )	良( )	可( )	不可(x)	優( )	良( )	可( )	不可(x)
佐久	小諸市		28				28				28				28		
	佐久市	2	15			2	15			2	15			1	16		
	小海町		3				2	1		2	1			2	1		
	南牧村	2				1	1			2				2			
	南相木村		4				4				4				4		
	北相木村		8				8				8				8		
	佐久穂町	52				47	5			52				42	10		
	御代田町		1				1				1				1		
	立科町	9	14			8	15			19	4			10	13		
小計	65	73	0	0	58	79	1	0	77	61	0	0	57	81	0	0	
上小	上田市	4	24			2	26			3	25			2	22	4	
	東御市		29				29				29				29		
	長和町	1	11			8	4			8	4			6	6		
	青木村		23				23				23				23		
	小計	5	87	0	0	10	82	0	0	11	81	0	0	8	80	4	0
諏訪	岡谷市		1				1				1				1		
	諏訪市		4			2	2				4				4		
	茅野市		18				18				18				18		
	下諏訪町		1			1				1					1		
	富士見町		12	1			13				13				13		
	原村		6				6				6				6		
	小計	0	42	1	0	3	40	0	0	1	42	0	0	0	43	0	0
上伊那	伊那市	17	46			14	49			22	41			14	49		
	駒ヶ根市			6			6				6				3	3	
	辰野町		13				13				13			1	12		
	箕輪町		1				1			1					1		
	飯島町		4				4				4				4		
	南箕輪村		1				1				1			1			
	中川村		15				15				15				15		
	宮田村		2				2				2				2		
	小計	17	82	6	0	14	91	0	0	23	82	0	0	16	86	3	0
下伊那	飯田市	1	24			1	24				25				25		
	松川町		6				6			1	5				6		
	高森町	1	17	1			19				19				17	2	
	阿南町		18	1			15	4			16	3			17	2	
	清内路村		1				1				1				1		
	阿智村		18				17	1			18				16	2	
	平谷村		2				2				2				2		
	根羽村		14	2			16			2	14			1	14	1	
	下條村		17	4			20	1			21				20	1	
	売木村		16				16				16				15	1	
	天龍村		3				3				3				3		
	泰阜村		17	2			19				19				19		
	喬木村		12				12				12				12		
	豊丘村		6				6				6				6		
	大鹿村		12				12				12				12		
小計	2	183	10	0	1	188	6	0	3	189	3	0	1	185	9	0	
木曾	木曾町		23				22	1			23				23		
	上松町		16				16				16				16		
	南木曾町		23	2			25				25				25		
	木祖村		2				2				2				2		
	大桑村		7				7				7				7		
	小計	0	71	2	0	0	72	1	0	0	73	0	0	0	73	0	0
松本	松本市		65	1			66				66				66		
	塩尻市	1	15	1		1	14	2		2	15			2	14	1	
	安曇野市	1	16				17			6	11			1	16		
	麻績村		18				18				18				18		
	生坂村		8			1	7				8			1	6	1	
	波田町		1				1			1					1		
	山形村		1				1			1					1		
	筑北村			18			18				18				18		
	小計	2	124	20	0	2	142	2	0	10	136	0	0	5	139	2	0
北安曇	大町市		19				19				19				19		
	池田町	1	8			1	8				9				9		
	松川村		7				7				7				7		
	白馬村		5			1	4				5				5		
	小谷村		29				29			10	19			1	28		
小計	1	68	0	0	2	67	0	0	10	59	0	0	1	68	0	0	
長野	長野市	23	130	13		33	120	13		68	98			52	113	1	
	須坂市		8	1			9				9				9		
	千曲市		10			1	9				10				10		
	坂城町		5				5			5					5		
	高山村		21				15	6			21				16	5	
	信州新町	2	6	8		1	15			8	8			3	13		
	信濃町	1	4	4			9			5	4			5	3	1	
	小川村	6				3	3			6				5	5	1	
	中条村	3				3				3				2	1		
	飯綱町		22				20	2			22			3	19		
小計	35	206	26	0	70	178	19	0	117	150	0	0	65	194	8	0	
北信	中野市		15	1		1	14	1			16				15	1	
	飯山市		44				44				44				44		
	山ノ内町		12				11	1			12				11	1	
	木島平村		13	10		1	22				23				23		
	野沢温泉村		9				9				9			1	8		
	栄村		19	5			24				24				24		
小計	0	112	16	0	2	124	2	0	0	128	0	0	1	125	2	0	
合計	76	127	1048	81	0	162	1063	31	0	252	1001	3	0	154	1074	28	0

地事名	市町村名	農用地等保全マップの作成・実践				体制整備の取組(A要件)				体制整備の取組(B要件)				加算措置		
		優( )	良( )	可( )	不可(x)	優( )	良( )	可( )	不可(x)	優( )	良( )	可( )	不可(x)	良( )	可( )	不可(x)
佐久	小諸市		8				8									
	佐久市	1	5			1	5									
	小海町															
	南牧村	2				2										
	南相木村															
	北相木村															
	佐久穂町	6				4	2									
	御代田町		1				1									
	立科町		7				7									
小計	9	21	0	0	7	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上小	上田市	1	1			1	1							1		
	東御市		21				21									
	長和町	2	4			1	5									
	青木村															
	小計	3	26	0	0	2	27	0	0	0	0	0	0	1	0	0
諏訪	岡谷市															
	諏訪市		1				1									
	茅野市		11				11									
	下諏訪町	1					1				1					
	富士見町		11	1			12									
	原村		1			1										
	小計	1	24	1	0	1	25	0	0	0	1	0	0	0	0	0
上伊那	伊那市	1	8			1	7	1		1				2		
	駒ヶ根市		3				3									
	辰野町		3				3					1				
	箕輪町		4				4							4		
	飯島町										3					
	南箕輪村															
	中川村		10				10									
	宮田村		2				2									
小計	1	30	0	0	1	26	1	0	1	3	1	0	6	0	0	
下伊那	飯田市		10			2	8				1					
	松川町		4				4									
	高森町		4			1	3									
	阿南町															
	清内路村															
	阿智村		7	1			5	3								
	平谷村															
	根羽村															
	下條村															
	売木村		5			1	4									
	天龍村		1			1										
	泰阜村															
	喬木村															
	豊丘村		1				1									
大鹿村	1					1										
小計	1	32	1	0	5	26	3	0	0	1	0	0	0	0	0	
木曾	木曾町		2					2								
	上松町															
	南木曾町		16				15	1								
	木祖村															
	大桑村		2				2									
	小計	0	20	0	0	0	17	3	0	0	0	0	0	0	0	0
松本	松本市		4				2	1			1					
	塩尻市		8	1		2	5	2						1		
	安曇野市		3			1	2									
	麻績村		7				7							2		
	生坂村	2	4				6						1			
	波田町		1				1									
	山形村															
	筑北村		2	1			1	1			1					
	小計	2	29	2	0	3	24	4	0	0	2	0	1	3	0	0
北安曇	大町市															
	池田町		8			1	5	1		1						
	松川村		7				2				5					
	白馬村		2				1			1						
	小谷村		8			1	7							1		
小計	0	25	0	0	2	15	1	0	2	5	0	0	1	0	0	
長野	長野市	20	16	1		20	16	1						2		
	須坂市															
	千曲市		1				1									
	坂城町		4				4									
	高山村		16	1		2	9	6								
	信州新町	1	5			2	3	1								
	信濃町		1	1		1	1									
	小川村															
	中条村	1	1				2									
	飯綱町	11	8			9	10									
小計	33	52	3	0	34	46	8	0	0	0	0	0	2	0	0	
北信	中野市		1			1										
	飯山市		19				16	1		2	1	1	2	1		
	山ノ内町		7				7									
	木島平村		23				20	3					1	13		
	野沢温泉村		9			3	1			1	4					
	栄村		17	5			15	6			1					
小計	0	76	5	0	4	59	10	0	1	7	1	1	3	14	0	
合計	76	50	335	12	0	59	288	30	0	4	19	2	2	16	14	0

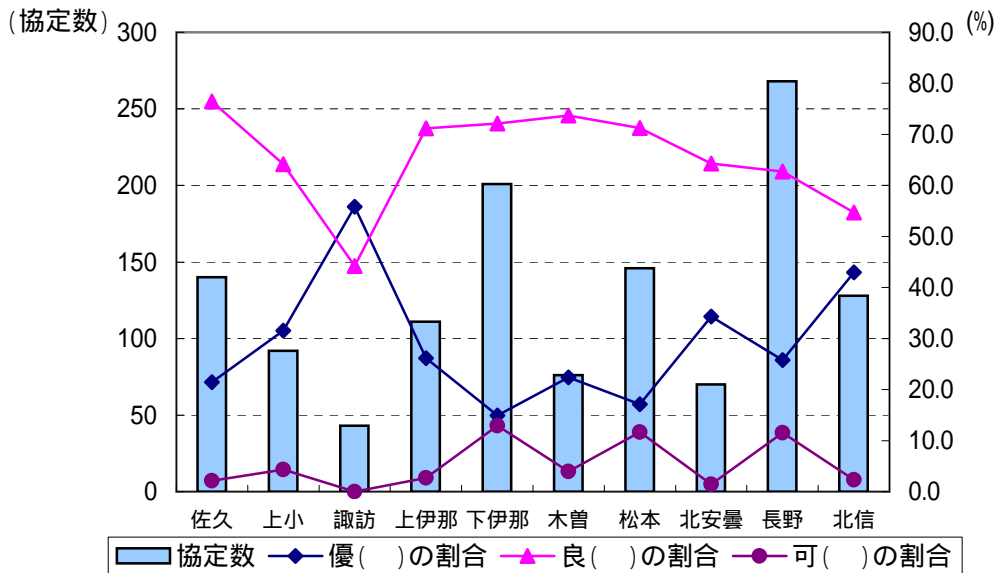
市 町 村 別 総 合 評 価 一 覧

地事名	市町村名	集落協定				個別協定				合 計				
		優( )	良( )	可( )	不可(x)	優( )	良( )	可( )	不可(x)	優( )	良( )	可( )	不可(x)	計
佐久	小諸市	8	20							8	20			28
	佐久市	6	11							6	11			17
	小海町	2		1								1		3
	南牧村	2						2		2		2		4
	南相木村		4								4			4
	北相木村		8								8			8
	佐久穂町	6	46							6	46			52
	御代田町	1								1				1
	立科町	7	16							7	16			23
	小 計	30	107	1				2		30	107	3		140
上小	上田市	2	22	4						2	22	4		28
	東御市	21	8							21	8			29
	長和町	6	6							6	6			12
	青木村		23								23			23
	小 計	29	59	4						29	59	4		92
諏訪	岡谷市		1								1			1
	諏訪市	1	3							1	3			4
	茅野市	11	7							11	7			18
	下諏訪町	1								1				1
	富士見町	10	3							10	3			13
	原村	1	5							1	5			6
	小 計	24	19							24	19			43
上伊那	伊那市	8	55			2	4			10	59			69
	駒ヶ根市		3	3							3	3		6
	辰野町	3	10							3	10			13
	箕輪町		1								1			1
	飯島町	4								4				4
	南箕輪村		1								1			1
	中川村	10	5							10	5			15
	宮田村	2								2				2
	小 計	27	75	3		2	4			29	79	3		111
	下伊那	飯田市	10	15							10	15		
松川町		4	2							4	2			6
高森町		4	12	3						4	12	3		19
阿南町			11	8							11	8		19
清内路村			1								1			1
阿智村		4	13	1						4	13	1		18
平谷村			2				1				2			3
根羽村			13	3							13	3		16
下條村			16	5							16	5		21
売木村		5	10	1			2			5	12	1		18
天龍村		1	2							1	2			3
泰阜村			17	2							17	2		19
喬木村			12								12			12
豊丘村		1	5							1	5			6
大鹿村		1	11					3		1	11	3		15
小 計	30	142	23			3	3		30	145	26		201	
木曾	木曾町		22	1				1			22	2		24
	上松町		16								16			16
	南木曾町	14	11					1		14	11	1		26
	木祖村		2								2			2
	大桑村	2	5			1				3	5			8
小 計	16	56	1		1		2		17	56	3		76	
松本	松本市	3	63							3	63			66
	塩尻市	7	8	2						7	8	2		17
	安曇野市	3	14							3	14			17
	麻績村	7	11							7	11			18
	生坂村	4	4							4	4			8
	波田町	1								1				1
	山形村		1								1			1
	筑北村		3	15							3	15		18
小 計	25	104	17						25	104	17		146	
北安曇	大町市		19								19			19
	池田町	7	2							7	2			9
	松川村	7								7				7
	白馬村	2	3					1		2	3	1		6
	小谷村	8	21							8	21			29
小 計	24	45					1		24	45	1		70	
長野	長野市	30	121	15						30	121	15		166
	須坂市		8	1							8	1		9
	千曲市	1	9				1			1	10			11
	坂城町	4	1							4	1			5
	高山村	7	12	2						7	12	2		21
	信州新町	5	3	8						5	3	8		16
	信濃町	1	4	4						1	4	4		9
	小川村		5	1							5	1		6
	中条村	2	1							2	1			3
	飯綱町	19	3							19	3			22
	小 計	69	167	31			1			69	168	31		268
北信	中野市	1	13	2						1	13	2		16
	飯山市	16	28							16	28			44
	山ノ内町	6	5	1						6	5	1		12
	木島平村	12	11							12	11			23
	野沢温泉村	9								9				9
	栄村	11	13							11	13			24
小 計	55	70	3						55	70	3		128	
合 計	76	329	844	83		3	8	8		332	852	91	1,275	

協定の総合評価の状況



広域別の総合評価の状況



## 市町村による制度の評価（成果と課題）

市町村名	制 度 の 評 価
小諸市	<p><b>【成果】</b></p> <p><b>耕作放棄の発生防止</b> 協定が締結された農地については管理されており、耕作放棄地を出してはならないという意識が浸透している。また、バックホーを共同購入し復旧した農地を協定に含めようとする動きや、放棄地となっていた農地の管理を協定に依頼するという例が見られる。また、共同で鳥獣害対策をとる動きもある。農地をもっと利用しやすいようにしようと、道水路改修の検討も行われている。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 事業に取り組むことにより、集落内での話し合いの機会が増えている。行政区等を越えた寄り合いとなることもある。コンバインや田植え機等の共同利用、集落内や都市部の非農家・子供との蕎麦作り・蕎麦打ちを通じた交流等の動きもみられ、地域・集落の活性化につながっている。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 周辺隣地の下草刈り、景観作物の作付け等が行われており、農地の多面的機能の重要性の意識付けが進んだ。</p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は傾斜地で、圃場整備の済んでいない農地が多い。そのため、農家・農地が品目横断的経営安定対策の支援の要件を満たすのが難しい。そのため、本交付金は地域の営農を維持していくための重要な役割を果たしている。本制度がなくなった場合、耕作放棄地の増加や、営農しない人が増えてしまうと見込まれるので、今後の継続を強く望む。</li> <li>・活動を盛んにしたいと望む協定役員もいるが、共同利用の機械を購入しても、交付金が途中で終わってしまい、購入した機械等の維持管理ができなくなることを恐れており、共同利用機械の買い増し等、活動規模の拡大に踏み出せずにいる。積極的な活動を行う集落については交付金交付期間を長くする、交付額を増やす等、集落の事業が安定化するまで支援できるようにしてほしい。</li> <li>・協定の対象となる農地を持った人とそうでない人（基準外の農地を持つ人）が同じ集落にいる場合、「仲間はずれと感じる」等、活動の協力を求めるにも微妙な関係となる。田畑混在地においては、畑の放棄も水田に影響があるので、畑地の傾斜用件の緩和や、交付対象外の農地を協定に加えて維持管理する場合、加算する等して、畑地の管理者等も協定に加わりやすくしてほしい。</li> </ul>
佐久市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 取り組むべき事項等の進捗状況はおおむね良好で、目標達成も見込まれる。</li> <li>2．農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 取り組むべき事項等の進捗状況はおおむね良好で、目標達成も見込まれるが、1協定において、参加者5名で、対象面積も少なく、耕作放棄地はなく、今後もないと見込めるため活動内容の再検討を要する。</li> <li>3．自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況 取り組むべき事項等の進捗状況はおおむね良好で、目標達成も見込まれる。</li> </ol>
小海町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 3協定において着実に計画に沿って実施し、H21年度には達成が見込まれる。</li> <li>2．農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 3協定とも活動回数に差はあるが、概ね計画に沿って実施している。</li> <li>3．自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況 水路、道路管理、草刈等を区の道普請と合わせて実施するなど、組織的な営農活動をしている。</li> </ol>

市町村名	制度の評価
南牧村	<p>1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 活動計画に沿って着実に取り組みが実施されており今後も着実に実施されると見込まれる。</p> <p>2. 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 活動計画に沿って着実に取り組みが実施されており今後も着実に実施されると見込まれる。</p> <p>3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況 活動計画に沿って着実に取り組みが実施されており今後も着実に実施されると見込まれる。</p>
南相木村	<p>1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 定めたとおりの取り組みがされており、良好な状態。</p> <p>2. 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 概ね良好な農業生産活動が取り組まれている。</p>
北相木村	<p>1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 確実に実施されており、適当と認められる。</p> <p>2. 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 一部に遅れ等は見られるが、着実に実施されており、適当と認められる。</p>
佐久穂町	<p>1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 取り組むべき事項等の進捗状況は良好で、目標達成が見込まれる。</p> <p>2. 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 取り組むべき事項等の進捗状況は良好で、目標達成が見込まれる。</p> <p>3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況 取り組むべき事項等の進捗状況は良好で、目標達成が見込まれる。</p>
御代田町	<p>1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 活動計画に沿って、着実に取組みが実施され、また、今後も着実に実施されると見込まれる。</p> <p>2. 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 活動計画に沿って、着実に取組みが実施され、また、今後も着実に実施されると見込まれる。</p> <p>3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況 活動計画に沿って、着実に取組みが実施され、また、今後も着実に実施されると見込まれる。</p>
立科町	<p>当町の取組集落はすべて第1期からの継続集落である。本取組も2期目に入り、集落の農用地に対する耕作放棄化防止の意識が非常に高まってきている。また、農業の危機感や集落の将来像についての関心も高まり、隣接する一部集落では、集落間の協力や営農組織や法人化への機運が盛り上がってきた地域もある。非取組地区への影響（農用地管理）も大きい。</p> <p>さらに取組によりパイプラインの構築や共同機械購入による省力化等先進的に取り組んでいる集落も生じてきた。また、制度の継続を強く望んでいる一方、農用地でも特に（維持管理農地）について収入に結びつく有効利用（耕作物）、具体的方策が見当たらず今後の取組において怪訝される。</p>



市町村名	制度の評価
上田市	<p>中山間地域でも奥地にあるほ場整備のされていない不整形で狭い農地が放棄されず、耕作または維持がこの交付金によりされている。また、岩清水をはじめとするほとんどの集落で連帯した活動が実施され、地域のコミュニティーの強化が図られている。そして農地を農地として維持していくことで災害を未然に防ぎ、景観や水源の涵養性の維持に大きく貢献している。</p> <p>17～21年度の対策が終了し、交付条件の変更があった場合、これ以上厳しくなると多くの集落で協定の締結が難しくなることが予想される。積極的に活動する集落にはさらに手厚く交付し、それ以外の集落については同条件で同程度の交付を実施されたい。</p>
東御市	<p>耕作放棄の発生防止 集落内での把握、連絡を徹底し、担い手への集積を勧める。</p> <p>地域・集落の活性化 子供体験農園や協働での草刈、清掃作業を通して集落内のコミュニケーションが図られている。</p> <p>多面的機能の維持 水路、農道の管理改修、畔草刈、花壇設置等、集落の農村自然環境を自主的に管理する意欲が向上してきた。</p>
長和町	<p>協定集落の参加者個々が、皆で共同活動を実施ことにより、個々の農地保全から面的農地保全へと意識改革があった。その結果、耕作放棄の発生の恐れのある農地に対して皆で保全しようと連帯感が芽生え始めた。また、協定集落を超えた地域としての結ぶつきが深まり、地域の特性を活かした活動が始まった。</p> <p>反面、地域によって活動の温度差はあるが、制度の取組みとして、条件を踏まえた活動計画を立てることにより、更なる意識改革が見込まれる。</p>
青木村	<p>耕作放棄の発生防止活動への協定者の意識が高まり、耕作放棄にならないよう集落内の取り組みが積極的におこなわれている。</p> <p>また、地域・集落の活性化においては、本事業の導入を機に集落内での話し合いが持たれ地域農業の維持・振興が図られている。</p> <p>多面的機能の維持においても、周辺隣地の下草刈りなどの活動を通じ良好な環境がたもたれている。中山間地域等直接支払制度は、農業・農村（集落）の維持、活性化に大きく貢献している。</p>

市町村名	制度の評価
岡谷市	<p><b>【成果】</b>  耕作放棄の発生防止  農家の高齢化及び後継者不足ではあるが、すべての農用地について耕作放棄することなく活用されており、中山間地域直接支払事業は非常に有効であったと考えられる。</p> <p>地域・集落の活性化  地元の農産物直売所と連携を図り、新規会員を募集するなどの取り組みを行い地域の農業者の掘り起こし等活性化につながっている。</p> <p>多面的機能の維持  周辺林地の伐採・下草刈りについて伐採計画を作成し、毎年共同作業取り組みが行われ、農地の日照不足が解消されるほか多面的機能の増進に効果があったと考えられる。</p> <p><b>【課題】</b>  岡谷市内において山際の条件の悪い農地については、著しく荒廃化が進んできているが、湊栃久保集落は第一期対策に引き続き二期対策を継続実施することにより、耕作放棄の防止に中山間地域等直接支払事業は非常に有効であったと考えられる。</p> <p>湊栃久保集落は、高齢化・後継者不足により今後も8割単価の取り組みを行っていくことが精一杯と思われるため、耕作放棄地の防止に重点を置いた単価の見直しについて検討が必要と思われる。</p>
諏訪市	<p>耕作放棄の発生防止：各集落の計画により取組を実施している。</p> <p>地域・集落の活性化：話し合いの充実、共同作業活動の充実</p> <p>多面的機能の維持：周辺林地の草刈、土壌流失に配慮した営農、輪作による農作物作付を実施している。</p>
茅野市	<p>協定農用地においては維持、管理が行われ、耕作放棄は発生していない。  協定によっては獣害対策の為、協定農用地に限らず、非対象農用地をも網羅する金網フェンスを農地と山林の境、山林内に設置し、地域の獣害軽減に貢献している。</p> <p>水路、農道の管理が必須となっていたことにより、水路の泥上げ、農道の補修及び草刈り、溜池周辺の草刈り、清掃などを定期的に行っていた為、下流域の非対象農用地など広域にわたり効果があった。</p> <p>協定の取組内容によって段階的に交付単価が決定されるため、前期対策と比べ必要最小限でより効果的、効率的に交付金が使用されている。</p> <p>反面、必須で取り組むべき活動が増えたことから対象面積が小さい団地においては、協定が締結出来ないケースがある。</p>
下諏訪町	<p>耕作放棄の発生防止：順調に推移特に大きな課題はなし</p> <p>地域・集落の活性化：順調に推移特に大きな課題はなし</p> <p>多面的機能の維持：順調に推移特に大きな課題はなし</p>

市町村名	制度の評価
富士見町	<p><b>【成果】</b>  耕作放棄の発生防止、  農用地が活用・保全されている状況から、耕作放棄地の発生防止・復旧・活用の効果があったと考えられる。また、協定地区周辺部でも農地管理の意欲が向上し、将来的な耕作放棄地の発生防止の効果も期待できる。</p> <p>地域・集落の活性化  耕作意欲が向上し、集落単位の農業生産に関わる活動に農業者や地域が主体的に行動し、創意工夫を行っていく環境形成がなされたと考えられる。</p> <p>多面的機能の維持  道路・水路の保安全管理は、もちろん、農業体験による情操教育、景観作物の作付による農地の利活用など、多岐にわたって多面的機能の増進につながる取組が促進され、地域の自然環境の保全に効果があったと考えられる。</p> <p><b>【課題】</b>  中山間地域対策については、条件不利地、構造改革、農村振興に対する対策は、それぞれ別々の政策として、制度設計・運用を図っていくことが必要である。本制度については、条件不利地域の農地を維持していくことに政策目的を絞り込むことが適当であると考えられる。ほ場の条件、規模、高齢化などの地域の実態に配慮した制度の実施を図るため、交付要件基準は最小限として、地域の裁量が十分反映でき、内在するエネルギーの生成をさらに促す制度とすることが重要である。</p> <p>また、条件不利地の農用地保全、地域活動を維持するためには、交付金使途の状況から、交付単価の引き上げが必要と考えられる。交付要件、交付単価積算の見直しにより、十分な政策効果が得られる制度とすることが重要である。</p>
原村	<p>耕作放棄の防止等の活動  耕作管理者が耕作不能となった場合には、協定内で貸借が行われている。</p> <p>水路・農道等の管理  計画どおりに実施されている。事業終了まで継続して実施されると見込まれる。</p> <p>多面的機能を増進する活動  景観作物（ソバ）の作付けは計画通りに実施されている。ソバは転作作物として普及しているため、継続して実施される見込み。</p> <p>農業生産活動等の継続に向けた取組  認定農業者数は計画以上となった。  区の事業として水路農道の管理を行っている。今後も継続して行くと見込まれる。</p>
伊那市	<p>この制度の対象農地は、条件が不利な農地が多く農業生産活動の維持が困難であるが、この制度により農地の保全と耕作放棄地の発生防止に効果を上げている。</p> <p>農業生産活動の活性化は困難な状況にあるが、この制度により地域のまとまりが図られ、地域で農地を守っていこうという意識を形成することに役立っている。  作業の受委託は、行われているが受けても高齢になってきているところも多く、担い手の育成が課題と思われる。</p>
駒ヶ根市	<p>耕作放棄の発生防止において、協定締結された農地には非常に効果があるが、耕作放棄の危険性の直面している農地は、協定締結を避ける傾向にあり、制度の目的から見て課題がある。</p> <p>地域・集落の活性化や多面的機能の維持に関しては、制度により非常に意欲的な取組みが始まっており、大きな効果があったと言えるが、制度が打ち切られた場合に折角の活動が停滞してしまうことが懸念される。</p>

市町村名	制度の評価
辰野町	<p>1. 耕作放棄の発生防止 集落全体で耕作放棄を防止するという意識ができ、抑えることができた。</p> <p>2. 地域・集落の活性化 イベント等により地域が活性化され新たな集落活動に対する住民の意識が高まった。</p> <p>3. 多面的機能の維持 該当の取り組みについて、活動が着実に実施されていて、今後も確実な実施が見込まれる。</p> <p>4. 鳥獣害対策 鳥獣害の被害が多く、農業者の耕作意欲の低下などがあり、対策に苦慮しているところであるが、共同で鳥獣害対策に取り組みことができた。</p> <p>中山間地域は他の地域と比べて過疎化・高齢化が急速に進行する中で、また、農業生産条件が不利なことが多いことから、農地等への管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念される。22年度以降もこの制度がなければ加速的に荒廃化が進むことが懸念されます。本制度の継続を強く望みます。</p>
箕輪町	<p>協定農用地が耕作放棄されないように草刈等を実施して保全管理をしている。また、集落では話し合いにより協議して共同取組活動を充実させている。</p> <p>多面的機能については、集落協定に定めた計画に沿って実施している。</p> <p>以上、マスタープランに沿って実施されているが、さらに充実した取り組みができるように集落全体で考えていくようにしたい。</p>
飯島町	<p>本制度は、協定内の農用地について耕作放棄の防止に役立っているが、協定外の農地について耕作放棄地となっていくことが懸念されるため、集落での取り組みに期待したい。</p> <p>多面的機能の維持という点では、ビオトープの確保も順調に進んでおり、集落内の環境保全としても、花壇の設置・管理、ごみ拾いなどの環境保全活動が積極的に行われている。</p> <p>地域・集落の活性化という点では、当町全域が本制度導入以前よりさまざまな活動を集落単位で実施しており、本事業はその活動を支える形で効果が得られている。</p>
南箕輪村	<p>耕作放棄の発生防止 現状では、耕作放棄地の発生は無く、今後も維持して行く。</p> <p>地域・集落の活性化 以前に比べ話し合いの場が増え、集落の活性化や将来に向けた話し合いが活発に行なわれるようになった。</p> <p>多面的機能の維持 景観の保全として景観作物（コスモス）を作付けしており周囲の景観及び環境整備に効果がある。できれば幹線道路沿いに集団的に作付けできれば理想的である。</p>
中川村	<p>耕作放棄の発生防止については、集落協定内での取組みの中でも重要視されており、全体の取組みとして一定の効果を上げている。また、話し合いの回数も増え、集落の活性化にも繋がっている。併せて、多面的機能維持の観点からも、農業者以外との連携による活動等も成果として見られ、各集落本制度の位置付けを重要視している。</p> <p>課題としては、協定参加者間の取組みへの温度差を解消し、共同取組みの活発化を行っていくことが重要と思われる。</p>

市町村名	制度の評価
宮田村	<p>耕作放棄の発生防止については、耕作放棄地はもともと無く、現在もその状況に変わりはない。</p> <p>地域・集落の活性化については、話し合いの充実等が図られた。</p> <p>多面的機能の維持については、地域で積極的な取組が行われている。</p>
飯田市	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 協定が耕作放棄地発生防止の抑止力として機能している。しかし、高齢化の進行のため、今後集落内の構成人員によっては、単一集落では耕地を維持できない所が出てくる。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 地域内の話し合いの増加や、共同活動による共同意識の高まりが見られる。また、制度を上手に活用して地域の活性化に繋げている所もある。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 体験交流や景観作物の植栽等の活動を通じて、農地を景観資源と捉える意識の変化が見られる。しかし、制度が終了すれば活動を継続することができない所もあるため、元に戻ってしまうことが予想される。</p>
松川町	<p>協定により、地域での話し合い・共同作業の回数も増え、耕作放棄地の防止、景観形成に役立っている。地域によっては高齢化が進行、また担い手の確保に苦慮しており、今後同様に保全できるか不安な地域もある。</p>
高森町	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 効果は認められるが、今後高齢化が進展した場合、一層の担い手対策が必要になる。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 住民との交流、住民意識の高まり、機械の共同利用等活性化の効果は認められるので、今後も引き続き維持・発展させていくことが必要である。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 自然生態系の保全、災害の抑制、景観の保全等に効果は認められるので、今後も一層の取組が必要である。</p>
阿南町	<p>高齢化の進行と兼業農家が増える中、協定全般に耕作放棄の発生防止と集落の活性化のための取組みが着実に実施されているが、近い将来は共同活動の実施が困難であるという集落も少なくない。また、参加者が高齢化している現実即して、各種要件が重荷にならないような制度の緩和等を求める声が多かった。</p>
清内路村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の8割単価での取組みであるが、特に耕作放棄地が発生することも無く、内容はおおむね良好に取り組みされており、今後も現状の活動に取り組んでいくことが望ましい。</li> <li>・ 現状での集落の活性化という面では問題ないが、10年先の後継者対策には何らかの取組みが必要。</li> </ul>

市町村名	制 度 の 評 価						
阿智村	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 協定を結ぶことで協定参加者は耕作放棄地が出ないよう農地の保全を行なっている。しかし、今後は協定参加者の高齢化が進んでおり、病気やけが、耕作規模の縮小などにより協定集落内での農地保全が負担となり、制度終了後は耕作放棄地の発生が心配される。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 地域・集落での話し合い、共同作業は以前から行っているが、ほとんどの集落で協定締結を契機に活性化してきている。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 協定集落においては、土砂崩落の抑制や自然生態系、景観の保全などの維持保全が行なわれている。制度終了後は耕作放棄の発生による多面的機能の低下が心配される。</p>						
平谷村	<p><b>耕作放棄の発生防止</b>については鳥獣被害対策を共同で実施していることにより今までに被害に遭い農業意欲が薄れていたものが、改めて農業に意欲的に取り組むようになった。今後高齢化が進む中で制度終了後もいかに継続していくかが課題である。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b>について農業に対する意欲が出てきたことにより、少しでも収益の上がる農作物の栽培に積極的に取り組むようになった。またお互いの農業についても協力してやるケースが出てきた。</p> <p><b>多面的機能の維持</b>として現在、景観作物などの作付け、収穫体験など試験的に行っているため、観光と結びつけた農業の展開を進めていく必要がある。</p>						
根羽村	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 協定者は耕作放棄地が出ないよう制度を利用し努力してきたが、今後、協定者の高齢化・制度の対象行為が耕作者にとって困難な内容であれば、協定に参加出来なくなり、耕地を維持できない集落が増える。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 地域・集落の話し合い、共同作業は制度前から行っているが、制度を利用後、活性化している。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 制度が始まり、農地の景観美の意識が高まり、良くしようと努力しているが制度が終了すれば、元にもどると思われる。</p>						
下條村	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="368 1503 715 1541">耕作放棄の発生防止</td> <td data-bbox="722 1503 842 1541">成果あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1570 715 1608">地域・集落の活性化</td> <td data-bbox="722 1570 842 1608">成果あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1637 715 1675">多面的機能の維持</td> <td data-bbox="722 1637 842 1675">成果あり</td> </tr> </table>	耕作放棄の発生防止	成果あり	地域・集落の活性化	成果あり	多面的機能の維持	成果あり
耕作放棄の発生防止	成果あり						
地域・集落の活性化	成果あり						
多面的機能の維持	成果あり						

市町村名	制度の評価
売木村	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 共同作業により、発生を防止している。今後も担い手への農作業委託など、地域での協力が欠かせない。また、野生鳥獣による被害により耕作放棄されるのを防止するため、電柵を取り入れる集落もある。鳥獣害防止に有効であるため、これからも行う地区があると思われる。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 集落によっては高齢化により耕作が困難になる人も出てきている。新規就農者、担い手への農作業委託などが必要。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 農家民泊、体験農業などの実施を行っている。景観作物の作付けも遊休地の防止となっている地区もある。今後も都市部住民との交流などにより農地の有効活用を行い、新規就農者の掘り起しができればよい。</p>
天龍村	<p>本制度は、当村の協定参加者の評価は非常に高く、かつ、継続を希望する人も多い。しかし、高齢化が進む中で病気等により、耕作ができなくなる参加者が増加する可能性が高く共同活動の実施が困難になる集落も少なくない。</p> <p>今後、協定期間、単価等を見直し、高齢者でも参加しやすい制度の緩和措置が望まれる。</p>
泰阜村	<p>当村はすべて8割単価の集落協定であり、また、前期対策からの継続集落がすべてであり、前期対策から引き続き適正に管理されている。特に中山間地域での一番の問題である鳥獣害対策については、この制度を利用し、集落へ電気柵等の設置に取り組んでいる。また、景観作物の作付け等も定着してきている。</p> <p>しかし、高齢化、担い手不足等により、現状維持が精一杯であり、10割単価への加算等はもちろん、今期対策終了後の継続が難しい集落もある。</p>
喬木村	<p>各集落協定において、利用権設定・作業委託などにより現状は維持管理されている。しかしながら、連帯責任として義務的に耕作せざるを得ない状況であるのが現状ではないだろうか。いずれ本事業が廃止になったり、交付額が減った場合にも、現状維持できる態勢にはなっていない。将来的な観点で、担い手への農地集積については全集落にて課題が残る。</p> <p>鳥獣害防止対策についてはそれぞれの集落協定にて適宜対策がとられている。必然的に共同活動（設置や下草狩、維持管理）が増えていることから、集落協定内での繋がりや皆で農地を守る意識は向上していると考えられる。一方、鳥獣害対策に費やす経費が増しており、他の活動が疎かにならないか懸念される。</p> <p>各集落では下草刈りや景観作物の作付けなどにより、良好な景観が保たれており、一部集落協定では地元小学生との交流の場となったケースもあり評価される。</p> <p>集落協定内での繋がりや事業開始前よりも高くなっているため、他の補助事業などとの連携や、単に農地を守るという目的以外での二次効果を期待した取組みが必要ではないか。ソフト面では各市町村でできることもあるだろうし、結果的に耕作放棄の防止に繋がるような方法を考えていきたい。</p>

市町村名	制度の評価
豊丘村	<p>本制度による協定を結んでいる集落については集落内で協力し合い、計画に基づき農地・水路・農道の適正な維持管理が行われている。担い手育成を目標としている集落は、平成21年度には目標達成できるように計画を進めている。前期対策から継続しなかった集落については、若干ながら耕作放棄地が発生してきているので、本制度は耕作放棄地の発生防止、集落の活性化に対しての有効な対策となっている。</p> <p>交付金は、農地の保全、維持管理等に使用され、有効に活用されている。</p> <p>現在協定を結んでいる地区については、今期の活動については目標の達成が見込まれる。今期以降についても制度が継続していくことを望んでいるが、集落内の高齢化率が高くなっているため今期よりも参加者、協定面積が少なくなることも考えられるため、担い手育成、共同取組活動をより一層進めていく必要がある。</p>
大鹿村	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 農地保全に対する意識向上となり、耕作放棄地の発生防止につながっている。しかし、協定農用地以外の農地管理を今後どうするかが課題である。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 話し合いや共同活動の取組みにより活性化となっている。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 景観植物の植栽をすべての地域で実施しており、景観保全の効果があつた。</p> <p>この制度があることにより、頑張っている地域があるため、制度がなくても農地の保全等できる体制をつくるのが課題である。</p>
木曽町	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 農家の耕作放棄の防止意識があり、耕作できている。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 集落ごとしっかりとまとまっており、共同活動を行なうことにより活性化につながっている。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 休耕地や畦などに花を植えるなどして、多面的機能を発揮できている</p> <p>ただし、高齢化が進み、制度の始めのときから参加者が変わっていない、また死亡などにより減っている。今後制度がなくなった後、農地が守られていくかが課題。</p>
上松町	<p>本事業の実施により、事業対象農地においては、耕作放棄の発生防止は大幅に抑制されており、事業による効果が大きい。</p> <p>本事業に取り組む集落においては、いづれの集落も以前と比較して話し合いの回数も増え、集落での活性化につながってきている。</p> <p>各集落において、景観作物の作付けを中心とした多面的機能の維持が図られている。</p> <p>今後の取り組みとしては、各集落ともに高齢化が著しい中で、集落内の若手を中心とした、農作業の共同化などが各集落の大きな課題である。</p> <p>鳥獣被害防止対策等についても、各集落で個別に取り組みを実施しているが、今後は集落間において、連携した取り組みが今後の課題となっている。</p> <p>土地改良事業を実施した集落が多く、事業の施行によって集落の環境も大きく変化しており、今後集落の話し合い等により、今後の活動計画の見直し等も必要となつてきており、必要に応じて指導・助言を実施していく必要がある。</p>



市町村名	制度の評価
南木曾町	<p><b>【成果】</b>  耕作放棄の発生防止  制度の導入により、営農が継続し耕作放棄地の発生防止に貢献している。</p> <p>地域・集落の活性化  集落（協定農家以外を含む）の協働による、道水路の管理活動等を通じて、地域コミュニティの形成に貢献している。</p> <p>多面的機能の維持  協定活動を継続することにより、農村田園風景の保全が図られている。</p> <p><b>【課題】</b>  農家の高齢化が今後も進展するものと思われる。営農の継続のために制度の継続とともに、営農組織・担い手の育成に努める必要がある。</p>
木祖村	<p>耕作放棄の発生防止：機械化組合の組織化など協働作業で協働作業で成果あり。</p> <p>地域・集落の活性化：共同取組活動により活性化しつつある。</p> <p>多面的機能の維持：景観形成、水田の維持等により多面的機能は維持されている。</p>
大桑村	<p>耕作放棄の発生防止：高齢者所有地への応援</p> <p>地域・集落の活性化：草刈等への非農家の参加</p> <p>多面的機能の維持：堆きゅう肥の施肥実施</p>
松本市	<p><b>【成果】</b>  耕作放棄地発生防止や多面的機能維持の効果は大いにあった。  多くの集落で寄り合いの回数が増えた。  女性や高齢者の活動が活発になった。  営農組合等に農作業を委託する、賃借権を設定するなどの活動が始まった。  鳥獣害対策により被害が減少した集落が増えた。</p> <p><b>【課題】</b>  多くの集落で担い手、後継者不足が窺われる。  鳥獣害の被害が拡大しつつある。</p>

市町村名	制度の評価
塩尻市	<p>耕作放棄の発生防止 どの集落においても着実に農地の保全・管理の意識は高まっている。</p> <p>地域・集落の活性化 集落ごとにバラつきが見られる。絶対的な代表者及び役員が存在、また集落の規模（参加者・農用地が多ければ多いほど個々の意識にズレが生じている）にも起因していると考えられる。</p> <p>多面的機能の維持： どの集落も活動計画に沿って取組みが実施されていると見受けられる。</p> <p>いくつかの集落において、協定参加者間に温度差が存在し、管理が十分に行き届いていない圃場が散見された。そのほとんどが多くの参加者と農用地を抱え、また代表者及び役員の高齢化による求心力の低下が著しい集落であると見受けられた。今までは集落協定代表者を通じて、また代表者・役員による自主的な指導・声掛けにより農地保全の徹底を呼びかけてきたが、今後は市による協定参加者個人への個別指導も積極的に行っていく必要がある。</p> <p>いずれにしても、今後とも全集落に対し、総会など協定参加者全員及び市とが顔を合わせる機会を今以上に多く設け、皆が同じ意識のもとで、同じ方向を向いた事業の推進を促す。また、代表者及び協定参加者全員にもう一度協定農用地の位置・現状の再確認を実施させ、「農地を潰さない 荒廃させない」の合言葉を徹底させる。</p>
安曇野市	<p>【成果】 集落内での寄り合いの回数が増え、集落の課題や将来像について話し合う場が増えた。 地域の連帯感の向上や、活性化につながった。 機械の共同利用や、担い手への農地集積、農作業委託への取組が始まった。 他集落との共同収穫祭や、地元こども育成会との農業体験等集落外との交流が始まった。 耕作放棄の発生防止、多面的機能の維持に効果があった。</p> <p>【課題】 高齢化と担い手不足で農地の維持管理で精一杯 若いリーダーの育成が課題 鳥獣害対策・協定外の周辺耕作放棄地を含めた維持管理等、集落の将来像を見据えた体制づくりが必要</p>
麻績村	<p>この制度により、耕作放棄の発生防止、地域・集落の活性化、多面的機能の維持などに多大な効果を上げている。</p>
生坂村	<p>協定集落は意欲的に農地を保全管理しており、特に荒廃農地には、集落全体で大豆やソバ・麦を栽培したり、また有害鳥獣対策として電気柵やサホークを飼育し耕作放棄地を防止する等、共同意識も出ているおりこの制度は非常に大きな効果がある。</p>
波田町	<p>この制度により農家、非農家関係なく皆で集落を守る意識が向上しており、耕作放棄、多面的機能の維持が出来るようになり、この制度により集落全体の活性化につながっている。</p>

市町村名	制度の評価
山形村	<p>耕作放棄地発生の抑止について、利用集積は進まなかったものの、協定参加農家の意識が高まり、各自が農地の適正管理を実施することとなり、一定の成果が上がっているといえる。しかし、協定参加者の高齢化が進んでおり、将来的な耕作者の確保、農地管理の省力化等について、引き続き検討してゆく必要がある。</p>
筑北村	<p>1．耕作放棄の発生防止、 耕作放棄されそうな農地については、協定者が共同で管理していることから荒廃農地の発生防止となっている。しかし、本制度が終了したとき、誰が管理を行っていくのか問題であるため、今後について、集落で話し合いを進めていかなければならない。</p> <p>2．地域・集落の活性化 上記農地を共同で管理することにより話し合いの増加、集落の活性化につながった。また、他集落の取り組み事例を示すことにより、各々の集落で独自の取り組みが図られるようになった。</p> <p>3．多面的機能の維持 地域づくりを考え、多面的機能の増進として蛍の育成等、始めた集落がある。集落で何が必要か、どのような取り組みができるのか再度見つめ直し、集落にあった取り組みを推進する必要がある。</p>
大町市	<p>耕作放棄地防止のため、協定内容に従い確実に取組が行われてきており、今後も確実な取組が見込まれるが、協定参加者の高齢化等が課題になる。</p>
池田町	<p>この制度の対象農用地外で耕作放棄地が増えている中で、耕作放棄の発生防止には非常に強い効果がある。 農業政策の変化、米価の下落、高齢化など農業に関する課題が多いなか、この制度により集落内の話し合いが増加し、共同取り組み活動が活発になるなど、地域、集落の活性化に非常に大きな成果がある。</p> <p>その一方で、5年間という期限が決められており、その後の制度の存続がはっきりしないため、集落のイベントの存続や共同使用の農作業機械の購入に躊躇するなどの懸念も生じている。 また、平地でも耕作放棄が発生している中で、中山間地域だけへの交付金の是非や農地・水・環境保全対策との整合などの課題がある。 さらに、限界集落に近い山間地の集落では、高齢化が進み、次期の集落協定の締結は難しくこの制度では対応できないため、その他の対策を講じる必要がある。</p>
松川村	<p>耕作放棄地防止のため、協定内容に従い確実に取組が行われている。</p>

市町村名	制度の評価
白馬村	<p><b>【成果】</b></p> <p>耕作放棄の発生防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落協定を締結することによって、耕作放棄の発生を防止しようとする農業者の意識が高まり、また、協定参加者の連携も密になったことで、耕作放棄の発生を未然に防止することができていると考える</li> <li>・更に、集落協定には含めない既耕作放棄地を適切に管理することや、周辺林地を管理することで、周辺農地への悪影響を回避することができていると考える</li> </ul> <p>地域・集落の活性化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落協定の締結を契機として集落内の話し合い活動が活発化したと考える</li> <li>・また、話し合い活動が活発化したことで、水路・農道等の維持管理、集落環境の整備といった集落単位の活動について、実行レベルへの移行がスムーズになったと考えられる</li> <li>・活発な集落単位の活動を通じて、本制度は地域・集落の活性化に大きく貢献していると考えられる。</li> </ul> <p>多面的機能の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落協定に基づいて、協定農用地では耕作放棄の発生が未然に防止され、農業生産活動（耕作、水路・農道等の維持管理）が適切に継続されていることが、制度の目的である多面的機能の確保につながっていると考える</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度開始から平成19年度で8年が経過するものの、集落協定参加者の顔ぶれは開始時とほとんど変わらず、農業従事者の高齢化と後継者不足は深刻である</li> <li>・担い手の確保、集落営農の育成が急務であるといわれる中、比較的生産条件の有利な地域では農業生産法人が担い手として活動しているが、生産条件の不利な地域において担い手や集落営農に動きはみられない</li> <li>・本制度の対象となる中山間地域に限っては、本制度のような特有の対策が引き続き必要であり、その中で一律的ではない担い手が育成、確保されることを期待する</li> </ul>
小谷村	<p>耕作放棄の発生防止、遊休農地の活用として、景観性もよく、管理しやすいそばの栽培の普及に力を入れ、年々増加傾向にあり、そのほとんどを村内で消費するようになった。</p> <p>小区画水田や営農上効率化できない農地、通作距離がある等、条件の悪い農用地から荒廃が増加しており、併せて労働力の減少、担い手不在の観点から優良農地の確保さえ危機的状況にあり、この克服と調整が今後の課題となる。</p> <p>中山間地域直接支払事業の実施で、農地が荒廃しないよう維持されているが、この制度がなくなると2から3割程度耕作放棄が増える可能性があり、直接支払の導入により、耕作放棄が抑えられていると考えられる。</p> <p>一人からみんなで行う農業への転換がされつつあって、共同機械を購入しての集落的営農や棚田のオーナー制度、村内の資源を活かした各種農林業体験を取り入れて農地等の保全活動といった地域住民、グループから提案型の成果があがったので、今後、団塊の世代や都市部住民との交流をさらに進め、集落及び観光産業の活性化をめざす。</p> <p>交付金の個人配分を一切行わずに100パーセント共同取組活動に使用している集落は、個人配分を行っている集落と比較すると活動が積極的であり、集落内も活発化していると考えられるため、今後、半分以上の集落が交付金を全額共同取組活動に使用するよう指導していく。</p>
長野市	<p>この制度を元に、農道・水路等の整備や有害鳥獣の電気柵や檻、共同機械の購入に充てたり、耕作放棄地の解消策として、大豆やソバを集落全体で栽培を始めたたり、景観作物を導入したり、非農家との交流体験園の整備など、積極的に地域農業の振興を進めているところもある。</p> <p>鳥獣害対策による耕作放棄地の未然防止、集落での話し合いが活発に行われるようになったことによる地域・集落の活性化、また、農地周辺林地下草刈りや景観作物の作付けなどの多面的機能の増進または発揮の取組みを通じて、本制度は非常に大きな効果がある。</p>

市町村名	制度の評価
須坂市	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 本制度の根幹的な趣旨であり、平成12年度の事業スタートから現在まで大きな成果を残していると同時に農業者の耕作意欲を喚起させ、協定活動を通じて自作地の管理のみではなく、集落の生産基盤全体を互いに守る意識が増えた。共同取組活動に供される交付金の用途の多様化・充実化を図りたい。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 耕作放棄地を利用して、協定以外の人を交えてイベントを行う集落があるなど、集落の活性化に通じるイベントも開催され始めていることから、一層の充実を図りたい。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 景観作物の作付や堆きゅう肥の施肥が行われているが、実施エリアが比較的狭い等の課題があるため、一層の充実を図りたい。</p>
千曲市	<p>すべての集落（個別）協定において、おおむね計画通り実施されておりました。 ～ について、協定の内容が確実に実施されており、「耕作放棄地の発生防止」及び「多面的機能の維持」の活動が実施されています。また、話し合いや共同作業の機会が増えたことにより、集落としてのまとまりが強くなり、自分たちの集落は自分たちで何とかしていこうとする意識が高まっておりました。</p> <p>課題としては、集落協定の周辺において、集落に含まれていない農地が耕作放棄地となっている状況があり、今後検討していく必要があります。</p>
坂城町	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 保全管理地について荒廃しそうな箇所は、集落内で協働して作業する。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 非対象農家等との協働作業により取り組む。</p>
高山村	<p>高山村においては、現在21集落が協定を結んでおり、本制度には第1期対策に引き続き取り組んでいる。</p> <p>協定農用地においては、集落協定による耕作放棄防止対策に取り組むことにより、新規耕作放棄地は発生していない状況にあるが、農業者の高齢化、兼業化により耕作されず保全管理地等として維持管理されている農地が見受けられる。景観作物の作付けを行うなど小労力の中で有効に活用できる方策を検討したい。</p> <p>体制整備（10割交付）に取り組んでいる集落においては、選択要件をクリアするため、様々な取り組みがされている。特に都市住民との交流や学校教育等との連携を選択した集落においては、準備等大変な場面はあるが、交流を通して地域に活力が少しずつ出てきているように感じる。しかし、交付金交付のための活動で終わらないよう、楽しさや達成感が得られるような取り組みにする必要がある。地域の特長を活かした活動であるので、張り合いを持ちながら継続できるよう意識付けが必要である。</p> <p>基礎単価（8割交付）の集落においては、話し合いの機会が以前より増えることにより集落内での情報交換ができ、地域としてまとまりが出てきていると思われる。しかし、新たな活動を行うことは、現実難しい状況である。活動のマンネリ化を防ぐよう集落へ促す必要がある。</p> <p>多面的機能を維持するために、水路・農道等の維持管理をはじめ鳥獣害対策や周辺林地の草刈り等集落ぐるみで活動が進められている。地域の活性化が進む中で、農村の原風景を維持するためには、中山間直払交付金制度の活用は必要と思われる。</p> <p>長期的な展望の中で、今後も引き続き話し合いを深め、マスタープランに掲げている各集落の目標が達成できるよう、村としても支援していきたい。</p>

市町村名	制度の評価
信州新町	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 過疎化、高齢化に加えて、米価等農作物の安価、気候の異変等による収穫量や販売価格の不安定などで農業離れが進み、協定していない農用地の耕作放棄には歯止めが掛からない。農家にとって集落協定した当初は、農業所得の補てんと耕作放棄全額返還の連帯責任は「飴と鞭」の感があったが、話し合いや共同取組活動によって、集落の将来、担い手育成、周辺農用地への配慮、地域外住民との交流などで、個人所有の農地であっても共同、協調へ意識が変わった。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 話し合う機会が増えたことで、農用地の維持、集落や地域活動の活性化を促してきた。農用地の賃貸借、農作業委託への取り組みで、担い手への集積、高齢者へも配慮した取り組みとなった。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 貯水、保水機能などによる災害抑制等の効果は、話やイメージではわかるが長く暮らしているとなかなか実感できないようである。非農家や都市住民との交流から地域を見直す機会になって欲しい。</p>
信濃町	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 協定農用地内で耕作放棄の発生例はなく、発生した場合は役員に速やかに連絡がされ協定参加者で対処するよう周知徹底が図られている。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 交付金の使途に制約が少ないことから、集落内で使途について真剣に話し合いが行われ無駄なく様々な工夫や活用方法によって効率よく使われている。本事業によって水路・農道等が共同作業によって利便性がよくなり、農業の継続にむけた活力となり大きな役割を担っている。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 地域の景観形成や環境への配慮といった意識が生まれて、育まれてきている。</p> <p><b>まとめ</b> 農業における基幹的部分の共同作業や話し合いによって、農業の継続に向けた意欲や人のつながりが向上し地域の活性化に寄与しているが、担い手の確保や後継者不足、世代交代といった将来の不安解消までにはいたっていない。また、旧制度から取組んでいる集落の中でも役員構成が変わらずまとめるのに疲れたとの声もあり、更なる継続に不安を感じる。</p> <p>こうした問題解消の一つとして、集落営農による担い手の位置付けや農作業等の共同作業、他集落との連携が考えられ本事業の資金を活かした機械・作業・農地の共有化の取り組みが望まれるがなかなか結びつかない状況にある。 本事業は、耕作放棄地の解消や継続という意味では非常に有効な手段であるが、労働環境には変化がないことから、機械等の共有化に向け誘導していく方策を検討し、本事業を活用していきたい。</p>

市町村名	制度の評価
飯綱町	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 耕作できなくなった方の所有地について、集落役員を中心に借主や委託先のアドバンスなどしており、集落内外の担い手などにより維持できている状態である。ただ、条件の悪い場所については、最低限年1回の耕起はしているものの、制度が切れる22年度以降は維持できるとは思えない。</p> <p>農業生産活動を継続して行く上で基盤となる、農道や用排水路の改修に取り組む集落が多い。それらが老朽化・破損したままになってしまうと必然的に農業の継続は難しくなるため非常に良いことだと思う。 しかし、その方法について、協定参加者の手で積極的に行っているところもあるが、多くは業者委託である。もちろん業者でなくてはできないこともあるが、一部集落では自分たちの手で行っていることが、他の集落ではすべて業者委託というのは如何なものか。交付金の使途についての縛りがゆるいため、要綱・要領に則ると町で規制はかけられない。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 集落内の寄り合い(会合)の回数は確実に増えている。また、地区をまたいで協定締結している一部集落の寄り合いは、他地区の人たちの交流となっており、よい機会になったと思う。</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 景観作物の栽培に取り組む集落が多いが、積極的に取り組んでいる集落がある一方で、交付金対象となる必須条件のため行っているという集落もあるように感じる。22年度以降は止めてしまう集落が多いのではないか。</p> <p><b>制度の内容</b> “多面的機能の維持・増進、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備”としながらも、目的とするものが多すぎるのではないか。 ただ単に、先進的な取り組みをした地域を真似て制度に取り入れることは制度本来の目的から外れてしまうことも有りうる。 この制度は誰が理解しなければ実行できないのかを考えたとき、それは協定参加者である。農家のおっちゃん・おばちゃんに、こんな複雑になった制度を理解しろというのは所詮無理な話し。もちろん市町村は指導や助言はするが、それ以前に、何を第1の目的とするのか、それに絞った、解りやすくすっきりさせた制度にすべきと考える。</p>
小川村	<p>耕作放棄の発生防止については、事業を理解し積極的に取り組んでいる。 地域・集落の活性化については、事業を理解し積極的に取り組んでいる。 多面的機能の維持については、草刈りを行うなど取り組んでいる。</p> <p>各地区とも、一生懸命取り組んではいるが、年々高齢化してきており、今後現状どおりに事業が行われていけるのか、不安な部分がある。</p>
中条村	<p>・活動の取り組みにおいて、耕作放棄の発生防止に向けて継続的な取組ができ、また集落の話し合いにより、地域内の活性化が図られている。</p> <p>・制度を活用に際して、遊休農地・耕作放棄地のある地域の参加を呼びかけるにあたり、要件の緩和をしてほしい。</p>
中野市	<p>農業生産活動が継続的に行われ、農道・水路の管理が適切に行われた結果、国土保全及び景観形成の維持に繋がっている。 また、集落における話し合いが活発となり、地域住民同士の結びつきが強まり、集落での共同取組活動が円滑に行われるようになった。</p>

市町村名	制度の評価
飯山市	<p>交付対象となる農地は協定違反となる耕作放棄はしてはならないため、耕作放棄の発生防止対策には大きな役割を担う。又、農地の維持により、水源の涵養、災害の防止、景観の保全など、多面的機能の維持をできる。本制度の交付金は、農道・水路の整備費から共同作業の日当、又、多面的機能の増進活動費等へと、集落の合意により使える交付金として大変便利な面があり、地域・集落の活性化にも大きく役立つ。</p> <p>課題としては、本制度が終了した後、耕作放棄地の発生など心配される。</p>
山ノ内町	<p><b>耕作放棄の発生防止</b> 制度による耕作放棄防止の効果は高い。課題として、田については利益を確保するのが難しいため、担い手の確保が難しく交付金なしでの活動の維持は困難</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 地域の協働意識が高まり集落の活性化への成果は高い。ただし交付金なしでの活動が行えるまでには至っていない</p> <p><b>多面的機能の維持</b> 多面的機能という概念自体が農家には馴染みがないため、交付金を貰うためにやっているという意識が高いが、観光面と上手く結びつけていこうという意識の高まりも見られ効果はある、今後この動きを促進するためにも、交付金の補助は必要</p>
木島平村	<p><b>【成果】</b> <b>耕作放棄の発生防止</b> 制度の縛りと集落で発生防止に向けた話し合いが充実したことで、協定集落内での耕作放棄地の発生を防止できた。</p> <p><b>地域・集落の活性化</b> 各協定集落内では、集落の将来像やそれに向かっての目標が語られ、それに伴い現状の問題点についても整理されるなど、集落の結び付きを強めることが出来た。</p> <p><b>集落内の担い手の育成</b> 耕作者の高齢化が各集落の不安材料となる中で、集落内の担い手の確保と農地・農作業委託の集約、新規就農者の確保に向けた取り組みが積極的に行われた。</p> <p><b>交付金</b> 高齢化や農業収入の減少が顕著な中山間地域の集落において、交付金が交付されることで水路・農道等の農業施設の維持補修が出来た。</p> <p><b>【課題】</b> 協定年毎（5年間）に協定集落の対象農地の設定見直しを、集落の実情に合わせて出来ないこと。</p>
野沢温泉村	<p>本制度が導入されたことにより、耕作者の生産意欲の向上が図られ、耕作放棄の発生防止に繋がっている。交付金を活用し、水路・農道等の環境整備を整え、良好な農村風景を保つことで、集落の活性化が図られ、周辺隣地の下草刈りや、景観作物を作付けることで、多面的機能の維持・増進にも役立っている。</p> <p>高齢化・後継者不足が進む中で、個人管理には限界があるが、集落で取り組むことにより適正な農地の保全が図られている。</p>



市町村名	制度の評価
栄村	<p>農業従事者の高齢化に加え担い手の少ない地域であるが、本制度により耕作放棄地の増加が抑制されるとともに、農道や水路の改修、新たな営農組織の結成、既存の組織の充実が図られるなど農業生産活動の継続に向けた取り組みが進んでいる。</p> <p>また、組織等がない集落においても、営農組織や農作業の共同化の必要性について話し合いがされている。その一方で戸数の少ない集落では、現状を維持することが精一杯であり、今後の農地や道水路の維持に不安を持っている。</p> <p>多面的機能の増進活動が必須要件にあり、村内では花等を植栽する集落が多い。しかし、農地や道水路を維持することで多面的機能は十分に維持・発揮されており、更に増進する活動は高齢者や人手の少ない山間地の集落には負担となるので見直しをお願いしたい。</p> <p>今後、ますます高齢化が進むとともに人口は減少する。取り組み要件の増・複雑化、及び集落の事務量が増加しない方向で、ぜひ平成22年度以降も本制度を継続されたい。</p>

平成 19 年度中山間地域農業直接支払事業の中間年評価  
 中山間地域農業直接支払事業に関するアンケート調査結果  
 (市町村対象)

この調査は、中山間地域農業直接支払事業の中間年評価において本事業が地域に与えた様々な効果や課題を把握するために、事業を実施している市町村に対して実施し、全ての市町村から回答を得た。

調査結果の概要

1 耕作放棄地の増加を防止する効果の有無

**「効果がある」が 97.4%**

本事業が耕作放棄地の増加を防止する効果があるかと思うかは、「非常に大きな効果がある」(63.2%)と「それなりの効果がある」(34.2%)を合わせると97.4%を占めている。

区 分	市町村数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	48	63.2
それなりの効果がある	26	34.2
あまり効果はない	1	1.3
全く効果はない	1	1.3

2 事業に取り組んでいなかった場合の耕作放棄に関する意識

**「耕作放棄される」が 97.4%。2割以上が耕作放棄されると考える割合が 69.8%**

本事業に取り組んでいない場合、協定農用地が平成 17 年度～21 年度の 5 年間でどのくらいの農用地が耕作放棄されるかと思うかは、「耕作放棄される」が 97.4%を占めている。また、69.8%の市町村が 2 割以上が耕作放棄されると考えている。

区 分	市町村数	割合 (%)
全て	1	1.3
5 割以上	5	6.6
4 割程度	4	5.3
3 割程度	26	34.2
2 割程度	17	22.4
1 割程度	21	27.6
耕作放棄されない	1	1.3
わからない	1	1.3

### 3 集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果の有無

**「効果がある」が97.4%**

本事業が集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があると思うかは、「非常に大きな効果がある」(46.1%)と「それなりの効果がある」(51.3%)を合わせると97.4%を占めている。

区 分	市町村数	割合(%)
非常に大きな効果がある	35	46.1
それなりの効果がある	39	51.3
あまり効果はない	2	2.6
全く効果はない	0	0

### 4 国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮に対する効果の有無

**「効果がある」が96.1%**

本事業が国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると思うかは、「非常に大きな効果がある」(32.9%)と「それなりの効果がある」(63.2%)を合わせると96.1%を占めている。

区 分	市町村数	割合(%)
非常に大きな効果がある	25	32.9
それなりの効果がある	48	63.2
あまり効果はない	3	3.9
全く効果はない	0	0

国土保全や保健休養機能等の多面的機能の増進または発揮の取り組みを通じてあったと感じる効果は、景観の保全(80.3%)、災害の抑制(53.9%)等が上位を占めている。

【複数回答】

区 分	市町村数	割合(%)
景観の保全	61	80.3
災害の抑制	41	53.9
自然生態系の保全	33	43.4
水源のかん養	32	42.1
地域社会・文化の保全	13	17.1
観光・保健休養	11	14.5
情操教育	10	13.2
その他(取組時の連携強化)	3	3.9

どのような災害が防止されていると思うかは、土砂崩壊(46.1%)、洪水(22.4%)、土壌浸食(21.1%)等となっている。

【複数回答】

区 分	市町村数	割合 (%)
土砂崩壊	35	46.1
洪水	17	22.4
土壌浸食	16	21.1
火災	2	2.6
その他（耕地に係る災害全般）	1	1.3

## 5 有効と考える新たな対策（第2期対策）

**集落マスタープランの作成、機械・農作業の共同化、農用地保全マップの作成等が上位**

第2期対策からの新たな対策で有効と思う対策は、集落マスタープランの作成（60.5%）、機械・農作業の共同化（44.7%）、農用地保全マップの作成（43.4%）などが上位を占めた。また、全ての項目で有効と考える市町村が存在した。

【複数回答】

区 分		市町村数	割合 (%)
要件の見直し等	集落の将来に対する意識向上（集落マスタープランの作成）	46	60.5
	適正な農地の保全に対する意識向上（農用地保全マップの作成）	33	43.4
	農業後継者の住宅転用は当該転用部のみ の返還へ緩和	12	15.8
	田畑混在の1haの団地を可とする要件 緩和	10	13.2
	地目の緩和による林地化の推進	7	9.2
	共同取組活動の用途の明確化	28	36.8
	基礎単価及び体制整備単価の段階的な 単価の設定	20	26.3
積極的な取組	機械・農作業の共同化	34	44.7
	高付加価値型農業の実践	12	15.8
	地場産農産物等の加工・販売	9	11.8
	新規就農者の確保及び認定農業者の育成	17	22.4
	担い手への農地集積	10	13.2
	担い手への農作業の委託	19	25.0
	保健休養機能を活かした都市住民等との 交流	8	10.5
	自然生態系の保全に関する学校教育等との 連携	13	17.1
	多面的機能の発揮に向けた非農家・他集 落等との連携	16	21.1

より積極的な取組	集落を基礎とした営農組織の育成	9	11.8
	担い手への大規模な農地の集積化	5	6.6
	担い手に対して利用権設定等を行う加算	4	5.3
	耕作放棄地を復旧する農用地に加算	10	13.2
	農業生産法人等を設立する場合の加算	2	2.6

## 6 集落の共同取組活動への交付金の概ね1/2以上充当の適否

**「現行の考え方でよい」が65.8%**

本事業では、交付金の交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てることが望ましいとしているが、このことについて、「現行の考え方でよい」が65.8%、「増やすべき」が13.2%となった。他に、「地域の判断に任すべき」が21.0%あったが、「減らすべき」との意見はなかった。

区 分	市町村数	割合(%)
現行の考え方でよい	50	65.8
共同取組活動分を増やすべき	10	13.2
共同取組活動分を減らすべき	0	0
地域の判断に任せるべき	16	21.0
わからない	0	0

## 7 第2期対策の終了後の意向

**「継続を望む」が86.9%**

第2期対策が終了する平成22年度以降については、「強く継続を望む」(55.3%)と「できれば継続を望む」(31.6%)を合わせると、86.9%を占めている。

区 分	市町村数	割合(%)
強く継続を望む	42	55.3
できれば継続を望む	24	31.6
廃止してもよい	1	1.3
どちらでもよい	3	3.9
わからない	6	7.9

## 8 協定に参加していない周辺住民の評価

**「評価していると思う」が59.2%**

協定に参加していない周辺住民の本事業に対する評価は、「評価していると思う」(59.2%)が最も多く、次いで「わからない」(22.4%)、「関心がないようだ」(14.5%)と続き、「評価していないと思う」(3.9%)が最も少なかった。

区 分	市町村数	割合 (%)
評価していると思う	4 5	5 9 . 2
評価していないと思う	3	3 . 9
関心がないようだ	1 1	1 4 . 5
わからない	1 7	2 2 . 4

## 9 1 未継続協定の農用地の状況

**「全てで耕作又は適正管理している」が20.4%**

市町村が現状を把握している第1期対策から第2期対策に移行しなかった協定の協定農用地の現状は、旧協定単位で見ると20.4%で「全てで耕作又は適正管理されているが、他の農用地では耕作放棄地が発生している。

区 分	旧集落協定数	割合 (%)
全てで耕作又は適正管理されている	3 0	2 0 . 4
8～9割で耕作又は適正管理されている	4 2	2 8 . 6
7～8割で耕作又は適正管理されている	3 2	2 1 . 7
5～7割で耕作又は適正管理されている	4 1	2 7 . 9
耕作又は適正管理は5割以下である	2	1 . 4

【母数147旧協定】

## 9 - 2 未継続協定の話し合い・共同取組の状況

**「協定締結時と同様に話し合いが行われ共同取組活動が実践されている」が6.8%**

市町村が現状を把握している第1期対策から第2期対策に移行しなかった協定の話し合いや共同取組の現状は、6.8%で「協定締結時と同様に話し合いが行われ共同取組活動が実践されている」が、他では協定締結時に比較して話し合いや共同取組活動に停滞が見られる。

区 分	旧集落協定数	割合 (%)
協定締結時と同様に話し合いが行われ共同取組活動が実践されている	1 0	6 . 8
協定締結時に比べて話し合いの回数が減り、共同取組活動が弱体化した	7 2	4 9 . 0
話し合いや共同取組活動がほとんど行われていない	6 5	4 4 . 2

【母数147旧協定】

## 10 本制度に対する意見・要望

本制度に対する意見・要望等を尋ねたところ、42市町村から回答があった。

区分	主な意見・要望	数
制度の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地の未然防止、多面的機能の増進または発揮の取組を通じて、本制度は非常に大きな効果があり、平成22年度以降も強く継続を望みます。</li> <li>本制度の継続を強く望みますが、次期対策においては、現対策の制度を越えるハードルの設定(最低限の取組内容の引き上げ)をしないようお願いします。</li> </ul>	18
制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同取組活動費部分については、活動に合わせた支払いができるよう、交付時期を早めて頂きたい。</li> </ul>	22
交付時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員の事務負担が多すぎるとの意見が多く聞こえる。</li> </ul>	
事務・制度の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>前制度より管理の方法等が厳しくなり、また、斜度等制度自体が複雑であり、もっと簡単な制度を希望する。</li> </ul>	
団地要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>団地化要件を緩和することにより、現対策では、協定を締結したくてもできない集落も協定締結できるようになるので、団地化要件を緩和して欲しい。</li> </ul>	
返還要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>「全額遡及返還」という言葉に臆してしまい、積極的な取組に躊躇している集落も現に存在している。</li> </ul>	
実施期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施期間が5年間と長いため、協定者の中にも高齢な方がいるため大変な部分も出てきている。</li> <li>高齢者の多い当村においては、できれば期間を3カ年程度に短縮あるいは緩和措置をお願いします。</li> </ul>	
交付単価の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場整備農地と未整備農地では、耕作条件が大きく違うので、交付金に差があっても良いのではないか。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付金を支出している以上それなりの成果は求められるが、現実問題として、現状維持が精一杯で上積を求めるのは困難。</li> <li>いずれ本事業が廃止になったり、交付額が減った場合には現状維持できる体制にはなっていない。</li> <li>協定に含まれていない農地が荒廃し、有害鳥獣を呼び寄せ協定農地にも悪影響を及ぼすケースがある。協定農用地に隣接する荒廃地をどうするかが課題である。</li> <li>獣害対策を大至急検討願いたい。</li> </ul>	8

平成 19 年度中山間地域農業直接支払事業の中間年評価  
 中山間地域農業直接支払事業に関するアンケート調査結果  
 (集落協定対象)

この調査は、中山間地域農業直接支払事業の中間年評価において本事業が地域に与えた様々な効果や課題を把握するために、事業を実施している集落協定代表者に対して実施し、全ての集落協定(1,256協定)から回答を得た。

**調査結果の概要**

**耕作放棄地の発生防止**

**1 耕作放棄地の増加を防止する効果の有無**

**「効果がある」が97.0%**

本事業が耕作放棄地の増加を防止する効果があるかと思うかは、「非常に効果がある」(52.7%)と「それなりの効果がある」(44.3%)を合わせると97.0%を占めている。

区 分	集落協定数	割合(%)
非常に大きな効果がある	662	52.7
それなりの効果がある	556	44.3
あまり効果はない	35	2.8
全く効果はない	3	0.2

**2 事業に取り組んでいなかった場合の耕作放棄に関する意識**

**「耕作放棄される」が88.9%。2割以上が耕作放棄されると考える割合が65.1%**

本事業に取り組んでいない場合、協定農用地が平成17年度～21年度の5年間でどのくらいの農用地が耕作放棄されると思うかは、「耕作放棄される」が88.9%を占めている。また、65.1%の集落が2割以上が耕作放棄されると考えている。

区 分	集落協定数	割合(%)
全て	19	1.5
5割以上	127	10.1
4割程度	103	8.2
3割程度	281	22.4
2割程度	288	22.9
1割程度	299	23.8
耕作放棄されない	139	11.1



### 3 共同作業の状況

**「協定を契機に活発化」が81.5%**

集落全体での農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況は、「協定締結前から行っていた協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(55.3%)と「協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(26.2%)を合わせると「協定を契機に活発化」が81.5%を占めている。また、「協定締結前から活発に行われている」を合わせると、98.2%の集落協定で活発な活動が行われている。

区 分	集落協定数	割合(%)
協定締結前から活発に行われている	210	16.7
協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	695	55.3
協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	329	26.2
協定締結前からあまり行われていない	22	1.8

### 4 共同作業の年間回数の変化

**「回数が増加」が82.1%**

集落全体での農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の年間の回数は、協定締結前(平成16年度以前)と比較すると82.1%の集落協定で増加しており、「1~3回増えた」割合が59.8%と一番高くなっている。

区 分	集落協定数	割合(%)
10回以上増えた	9	0.7
7~9回増えた	27	2.2
4~6回増えた	244	19.4
1~3回増えた	751	59.8
変わらない	224	17.8
減った	1	0.1

### 5 鳥獣害対策の実施面積

**「鳥獣害対策で守られている面積」は平均4.9ha**

鳥獣害対策に取り組んでいると回答があった集落協定は、455協定(36.2%)であった。これらの集落協定で、鳥獣害対策で守られている農地の平均4.9haとなった。

## 6 鳥獣害対策の種類

**「防護柵（電気柵を含む）」（69.5%）、「ネット」（51.9%）が上位**

455集落協定が実施している鳥獣害対策の種類は、「防護柵（電気柵を含む）」（69.5%）、「ネット」（51.9%）が上位を占め、「ワナ」（16.9%）と「爆音機」（14.9%）がほぼ同じ割合となった。

【複数回答】

区 分	集落協定数	割合（%）
防護柵（電気柵を含む）	316	69.5
ネット	236	51.9
ワナ	77	16.9
爆音機	68	14.9
その他	74	16.3

（母数：455集落協定）

## 7 鳥獣の種類

**「猪」（79.8%）、「鹿」（65.5%）が上位**

455集落協定が対策を施している鳥獣の種類は、「猪」（79.8%）、「鹿」（65.5%）が上位を占めている。

【複数回答】

区 分	集落協定数	割合（%）
猪	363	79.8
鹿	298	65.5
猿	132	29.0
カラス	87	19.1
熊	68	14.9
その他	100	22.0

（母数：455集落協定）

## 8 鳥獣による被害面積の変化

**「被害が減った」が62.8%**

455集落協定における鳥獣による協定農用地の被害面積は、協定締結前（平成16年度以前）と比較すると、「被害が減った」が62.8%となった。「5割以上減った」が26.8%で最も多かったが、「被害が増えた」も17.4%に上った。

区 分	集落協定数	割合（%）
被害はなくなった	49	10.8
5割以上減った	122	26.8

3割程度減った	72	15.8
1割程度減った	43	9.4
変わらない	74	16.3
被害は増えた	79	17.4
わからない	16	3.5

(母数：455 集落協定)

## 9 耕作放棄地を発生源とする病害虫被害の状況

**「変わらない」が63.1%**

耕作放棄地等を発生源とする病害虫の被害は、協定締結前（平成16年度以前）と比較すると、「変わらない」が63.1%を占め、「減った」の35.1%を上回っている。

区 分	集落協定数	割合(%)
大きく減った	101	8.0
少し減った	340	27.1
変わらない	792	63.1
増えた	23	1.8

## 地域・集落の活性化

### 10 集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果の有無

**「効果がある」が96.0%**

本事業が集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があると思うかは、「非常に大きな効果がある」(37.1%)と「それなりの効果がある」(58.9%)を合わせると96.0%を占めている。

区 分	集落協定数	割合(%)
非常に大きな効果がある	466	37.1
それなりの効果がある	740	58.9
あまり効果はない	47	3.8
全く効果はない	3	0.2

### 11 集落の活性化や将来に向けた話し合いの状況

**「協定を契機に活発化」が81.7%**

集落の活性化や将来に向けた話し合いの状況は、「協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(32.0%)と「協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(49.7%)を合わせると81.7%となる。さらに、「協定締結前から活発に行われている」(4.8%)を合わせると、86.5%

5%の集落協定で活発な話し合いが行われている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
協定締結前から活発に行われている	60	4.8
協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	402	32.0
協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	625	49.7
協定締結前からあまり行われていない	169	13.5

## 12 共同作業・機械の共同利用、作業の受委託に向けた話し合いの状況

**「協定を契機に活発化」が69.1%**

共同作業、機械等の共同利用、作業の受委託等の農業に関わる取り決め事項の話し合いについては、「協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(28.7%)と「協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった」(40.4%)を合わせると69.1%となる。

区 分	集落協定数	割合 (%)
協定締結前から活発に行われている	74	5.9
協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	360	28.7
協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	508	40.4
協定締結前からあまり行われていない	314	25.0

## 13 話し合いの年間回数の変化

**「回数が増加」が83.0%**

集落の話し合いの年間の回数は、協定締結前(平成16年度以前)と比較すると83.0%の集落協定で増加しており、「1~3回増えた」割合が55.3%と一番高くなっている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
10回以上増えた	21	1.7
7~9回増えた	48	3.8
4~6回増えた	279	22.2
1~3回増えた	695	55.3
変わらない	206	16.4
減った	7	0.6

#### 14 話し合いによる成果

「集落活動に対する住民の意識が高まった」(62.3%)、「景観作物の作付等により集落の景観がよくなった」(40.5%)、「住民との繋がりが深まった」(36.1%)等が上位

話し合いがきっかけになり協定締結前(平成16年度以前)と現在で何が変わったと感じるかでは、「集落活動に対する住民の意識が高まった」(62.3%)、「景観作物の作付等により集落の景観がよくなった」(40.5%)、「住民との繋がりが深まった」(36.1%)等が上位を占めるほか、多様な取組が行われている。

【複数回答】

区 分	集落協定数	割合(%)
集落活動に対する住民の意識が高まった	783	62.3
景観作物の作付等により集落の景観がよくなった	509	40.5
住民との繋がりが深まった	453	36.1
農作業の共同化の取り組みが始まった(又は活性化した)	314	25.0
担い手への農地集積や作業委託への取り組みが始まった(又は活性化した)	250	19.9
認定農業者の育成に向けた取り組みが始まった(又は活性化した)	116	9.2
高付加価値農業の取り組みが始まった(又は活性化した)	104	8.3
地場産農林水産物の直売・加工・販売が始まった(又は活発化した)(b)	101	8.0
新規就農者の確保に向けた取り組みが始まった(又は活性化した)	90	7.2
他の集落等との共同の取り組みが始まった(又は活発化した)(a)	88	7.0
都市住民等との交流活動が始まった(又は活発化した)	69	5.5
自然生態系の保全等学校等教育機関との連携、NPO法人等と連携した活動が始まった(活発化した)	59	4.7
伝統芸能や祭り等、集落のイベントが復活した(又は活性化した)	58	4.6
その他	49	3.9

#### 14-1 他集落と共同取組を開始したことによる効果

「集落間の交流の増加」(63.6%)、「相互扶助」(48.9%)が上位

他集落と共同取組を開始した(a)の88集落協定に効果を確認したところ、「集落間の交流の増加」(63.6%)、「相互扶助」(48.9%)が上位を占めた。

【複数回答】

区 分	集落協定数	割合(%)
集落間の交流が増えた	56	63.6
相互で助け合うようになった	43	48.9
農業作業を共同できるようになった	20	22.7
協定の統合をしようという気持ちが芽生えた	16	18.2
その他	4	4.5

(母数：88集落協定)

#### 14-2 地場産の直売・加工・販売の効果

「高齢者の意欲が向上した」(55.4%)、「女性の意欲が向上した」(51.5%)が「耕作放棄地の活用が促進された」(46.5%)が上位

地場産の直売・加工・販売を開始又は活性化した(b)の101集落に効果を確認したところ、「高齢者の意欲が向上した」(55.4%)、「女性の意欲が向上した」(51.5%)、「耕作放棄地の活用が促進された」(46.5%)が上位を占めた。

【複数回答】

区 分	集落協定数	割合(%)
高齢者の意欲が向上した	56	55.4
女性の意欲が向上した	52	51.5
耕作放棄地の活用が促進された	47	46.5
農業所得が増えた	32	31.7
新規作物が導入された	31	30.7
作物の生産量が増えた	30	29.7
集落への来訪者が増えた	22	21.8
その他	2	2.0

(母数：101集落協定)

15 共同取組活動費の支払先

**主な支払先が「市町村内」が91.8%**

交付金のうち共同取組活動分については、主に当該市町村で購入したり支払いされている割合が91.8%を占め、地域振興の一助となっている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
市町村内	1,153	91.8
市町村外	103	8.2

多面的機能の維持

16 国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮に対する効果の有無

**「効果がある」が90.3%**

本事業が国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると思うかは、「非常に大きな効果がある」(25.2%)と「それなりの効果がある」(65.1%)を合わせると90.3%を占めている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	317	25.2
それなりの効果がある	818	65.1
あまり効果はない	115	9.2
全く効果はない	6	0.5

国土保全や保健休養機能等の多面的機能の増進または発揮の取り組みを通じてあったと感じる効果は、「景観の保全」(58.8%)、「災害の抑制」(44.3%)、「自然生態系の保全」(37.3%)等が上位を占めている。

【複数回答】

区 分	集落協定数	割合 (%)
景観の保全	739	58.8
災害の抑制	557	44.3
自然生態系の保全	468	37.3
水源のかん養	340	27.1
地域社会・文化の保全	145	11.5
情操教育	99	7.9
観光・保健休養	60	4.8
その他	6	0.5

どの様な災害が防止されていると思うかは、「土砂崩壊」(27.0%)、「洪水」(10.2%)等となっている。

区 分	集落協定数	割合(%)
土砂崩壊	339	27.0
洪水	128	10.2
土壌浸食	81	6.4
火災	2	0.2
その他	7	0.6

## 前期対策との比較

### 17 役員の人数

**1集落協定当たりの役員数は5.8人。うち女性の割合は0.2人。女性役員が選任されている割合は13.3%**

1集落協定当たりの役員数は5.8人であった。うち女性役員の割合は0.2人となった。

区 分	総 数	平均(人)
役員数	7,282	5.8
うち女性役員	237	0.2

また、女性役員が選任されている集落協定は13.3%に止まっている。

区 分	集落協定数	割合(%)
女性役員選任集落協定数	167	13.3

### 18 役員の平均年齢

**「61～70歳」が52.7%。「71歳以上」も8.1%**

協定役員の概ねの平均年齢は、「61～65歳」が31.5%、「66～70歳」が21.2%となり、合わせると「61～70歳」が52.7%を占める。また、「71歳以上」も8.1%に上る。

区 分	集落協定数	割合(%)
40歳以下	1	0.1
41～45歳	7	0.6
46～50歳	42	3.3
51～55歳	140	11.1
56～60歳	302	24.1
61～65歳	396	31.5



66～70歳	266	21.2
71歳以上	102	8.1

## 19 協定の締結時期

区 分	集落協定数	割合(%)
前対策から引き続いて締結している	973	77.5
前対策から協定を統合して引き続き締結している	214	17.0
新たな対策で初めて締結した	69	5.5

注：区分を誤って回答している集落協定も見られたが、アンケート調査のため、そのまま集計した。

### 19-1 前対策時の役員の現在の平均年齢

前対策時の役員の平均年齢は、現在の役員の平均年齢と大きな差はなかった。

区 分	集落協定数	割合(%)
40歳以下	6	0.6
41～45歳	5	0.5
46～50歳	27	2.8
51～55歳	83	8.5
56～60歳	219	22.5
61～65歳	296	30.4
66～70歳	245	25.2
71歳以上	92	9.5

(母数：973集落協定)

### 19-2 前対策からの話し合いの議題数の変化

前対策から現対策になり、集落の話し合いの議題(テーマ)の数がどうなったかについては、「変わらない」と「少し増えた」が上位を占めた。

区 分	集落協定数	割合(%)
とても増えた	57	4.8
少し増えた	547	46.1
変わらない	569	47.9
少し減った	12	1.0
とても減った	2	0.2

(母数：1,187集落協定)

### 19-3 協定締結前と比較した集落の変化

現対策によって協定締結前と比較して集落がどの様になったかでは、「農業者の意欲が向上した」、「寄り合いの回数が増えた」、「高齢者の活動が活発になった」などの回答が多かった反面、前対策から実施してい

る集落協定では、現対策が開始される前の平成16年以前と比較した場合には、「変わらない」という回答が最も多くなっており、初めて制度に取り組んだ時ほどの効果を楽しんでいないものと推測される。

前対策を実施している集落協定

【複数回答】

区 分	集落協定数	
	H11 以前と比較	H16 以前と比較
農業者の意欲が向上した	5 5 1	2 8 7
農業所得が増えた	9 2	5 2
後継者ができた	6 6	8 0
集落の人口が増えた	1 3	1 7
女性の活動が活発になった	6 9	7 5
高齢者の活動が活発になった	3 0 8	2 5 9
子供の活動が活発になった	1 2	2 6
祭り等の地域活動が復活、開催回数が増えた	2 7	3 1
寄合いの回数が増えた	3 7 8	3 2 1
変わらない	2 2 2	4 5 7
その他	1 3	1 8

(母数：1,187集落協定)

現対策から新たに協定を締結した集落協定

【複数回答】

区 分	集落協定数
	H16 以前と比較
農業者の意欲が向上した	2 8
農業所得が増えた	1 1
後継者ができた	3
集落の人口が増えた	1
女性の活動が活発になった	7
高齢者の活動が活発になった	2 4
子供の活動が活発になった	2
祭り等の地域活動が復活、開催回数が増えた	4
寄合いの回数が増えた	3 2
変わらない	9
その他	3

(母数：69集落協定)

20 協定を締結した理由

**「水路・農道等の適正管理が図られるから」(83.1%)、「耕作放棄地の抑制ができるから」(74.6%)が上位**

協定を締結した理由(目的)は、「水路・農道等の適正管理が図られるから」(83.1%)、「耕作放棄地の抑制ができるから」(74.6%)が

上位で、「鳥獣被害の抑制ができるから」(30.7%)、「災害の抑制ができるから」(20.9%)等が続いている。

【複数回答】

区 分	集落協定数	割合(%)
水路・農道等の適正管理が図られるから	1,044	83.1
耕作放棄地の抑制ができるから	937	74.6
鳥獣被害の抑制ができるから	385	30.7
災害の抑制ができるから	262	20.9
農作業の共同化が図られるから	256	20.4
平成12年度からの前対策が良かったから	239	19.0
農業の担い手の育成や確保ができるから	230	18.3
集落活動の復活や増加により集落のまとまりが良くなるから	224	17.8
農地の集積や農作業の受委託が進むから	190	15.1
農外収入が増えるから	97	7.7
都市住民や地域の非農家等との交流が活性化するから	64	5.1
集落の文化等の維持・保全ができるから	59	4.7
その他	3	0.2

## 21 協定締結までの話し合い回数

「3～4回」が56.9%

協定締結までの話し合い回数は、「3～4回」が56.9%となっている。

区 分	集落協定数	割合(%)
10回以上	37	2.9
5～9回	189	15.1
3～4回	715	56.9
1～2回	309	24.6
0回	6	0.5

### 21-1 話し合いへの女性の参加割合

「ほとんどいない」が50.7%

話し合いへの女性の参加は、「ほとんどいない」が50.7%となっている。

区 分	集落協定数	割合(%)
ほとんどいない	637	50.7
1割程度	449	35.8
3割程度	131	10.4
5割程度	39	3.1

## 22 女性の参加者数

**1 集落協定当たりの女性の参加者は 2.1 人**

1 集落協定当たりの女性参加者は 2.1 人となっている。

区 分	総 数	平均(人)
女性参加者数	2,652	2.1

## 23 協定締結までの話し合い期間

**「3ヶ月以内」が 76.3%**

協定締結までの話し合い期間は、「1ヶ月～3ヶ月以内」(46.3%)、「1ヶ月以内」(30.0%)となっており、合わせると「3ヶ月以内」が 76.3%を占めている。

区 分	集落協定数	割合(%)
1ヶ月以内	377	30.0
1ヶ月～3ヶ月以内	582	46.3
3ヶ月～6ヶ月以内	220	17.5
6ヶ月～9ヶ月以内	26	2.1
9ヶ月～1年以内	32	2.6
1年以上	19	1.5

## 24 協定締結に向けての主な課題

**「5年間の継続」(48.2%)、「共同取組活動の内容をどうするか」(46.3%)、「交付要件の遵守」(42.3%)が上位**

協定締結に向けて主に課題となったことは、「5年間の継続」(48.2%)、「共同取組活動の内容をどうするか」(46.3%)、「交付要件の遵守」(42.3%)が上位を占めているほか、様々な課題を乗り越えて協定が締結されている。

【複数回答】

区 分	集落協定数	割合(%)
5年間の継続	606	48.2
共同取組活動の内容をどうするか	581	46.3
交付要件の遵守	531	42.3
リーダーの選出	429	34.2
集落の将来像	339	27.0
交付金の共同取組活動費と個人への配分をどうするか	312	24.8
対象農用地と非対象農用地が混在すること	155	12.3
話し合いのとりまとめ	135	10.7
集落内に交付金をもらえる人ともらえない人がいること	107	8.5

特にない	70	5.6
その他	10	0.8

## その他

### 25 集落の共同取組活動への交付金の概ね1/2以上充当の適否

**「現行の考え方でよい」が63.7%**

本事業では、交付金の交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てることが望ましいとしているが、このことについて、「現行の考え方でよい」が63.7%となった。続いて、「地域の判断に任すべき」が25.5%あったが、「減らすべき」は2.1%と少なくなっている。

区 分	集落協定数	割合(%)
現行の考え方でよい	800	63.7
共同取組活動分を増やすべき	92	7.3
共同取組活動分を減らすべき	26	2.1
地域の判断に任せるべき	320	25.5
わからない	18	1.4

### 26 協定に参加していない周辺住民の評価

**「評価していると思う」が62.9%**

協定に参加していない周辺住民の本事業に対する評価は、「評価していると思う」(62.9%)が最も多く、次いで「わからない」(21.7%)、「関心がないようだ」(13.3%)と続き、「評価していないと思う」(2.1%)が最も少ない。

区 分	集落協定数	割合(%)
評価していると思う	790	62.9
評価していないと思う	26	2.1
関心がないようだ	167	13.3
わからない	273	21.7

### 27 第2期対策の終了後の意向

**「継続を望む」が86.7%**

第2期対策が終了する平成22年度以降については、「強く継続を望む」(53.7%)、「できれば継続を望む」(33.0%)を合わせると86.7%を占めている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
強く継続を望む	674	53.7
できれば継続を望む	414	33.0
廃止してもよい	42	3.3
どちらでもよい	64	5.1
わからない	62	4.9

## 28 本事業を実施していない周辺農用地の状況

**「耕作放棄地が増加した」が60.6%**

本事業に取り組んでいない周辺の農用地は、協定締結前（平成16年度以前）に比較すると「耕作放棄地が増加した」の合計が60.6%となり、「耕作放棄地が発生していない」（39.2%）を上回った。

区 分	集落協定数	割合 (%)
耕作放棄地が1～2割増加した	523	41.6
耕作放棄地が2～3割増加した	146	11.6
耕作放棄地が3割以上増加した	92	7.4
耕作放棄地は発生していない	492	39.2
未回答	3	0.2

## 29 集落における耕作放棄地復旧の取組状況

**「取り組んでいる又は取り組んでみたい」が26.4%**

耕作放棄地の復旧に「取り組んでいる」と「現在は取り組んでいないが残りの協定期間で取り組んでみたい」を合わせると26.4%となっている。

区 分	集落協定数	割合 (%)
取り組んでいる	197	15.7
現在は取り組んでいないが残りの協定期間で取り組んでみたい	135	10.7
現在の協定農用地を耕作するのが精一杯で取り組みはできない又は耕作放棄地がない	924	73.6

### 29-1 復旧する又は復旧したいしたい耕作放棄地の面積

**「復旧する又は復旧したい面積」は平均1.2ha**

耕作放棄地の復旧に取り組んでいる又は取り組んでみたい集落協定の復旧する又は復旧したい面積は平均1.2haとなった。

区 分	平均面積(ha)
「取り組んでいる」集落協定の平均面積	1.1
「取り組んでみたい」集落協定の平均面積	1.3

## 29-2 耕作放棄地の復旧に係る補助金等の活用

「活用できる補助事業等があれば活用したい」が82協定。牛の舌草刈りで郷耕し事業を「実施してみたい又は検討してみたい」が58協定

耕作放棄地の復旧に当たって活用できる補助金等があれば活用したいと考えている集落協定は82集落協定あった。また、県が本年度から実施している牛の舌草刈りで郷耕し事業を実施してみたい又は検討してみたいは58集落協定あることが分かった。

区 分	集落協定数	割合 (%)
牛の舌草刈りで郷耕し事業は、耕作放棄地の復旧に効果があると思うので実施してみたい	8	9.7
事業が実施できるか集落で検討してみたい	50	61.0
実施するつもりはない	20	24.4
関心がない	4	4.9

(母数：82集落協定)

## 30 本制度の取り組んだことによる新しい芽の芽生え

本制度に取り組んだことにより、集落に今までなかった新しい芽が出たと感じたものがあるか自由に記入してもらったところ、502集落協定から回答があった。

「集落のまとまり・集落の活性化」、「共同取組活動の活性化」や「農地の保全」の順に新たな芽が出たと回答した集落協定が多かった。

新たな芽が出た取組	回答数
集落の活性化やまとまり・意識の高まり	135
共同取組活動の活性化・意識の高まり	126
農地の保全・意識の高まり	99
水路・農道等の整備	42
景観の向上・意識の高まり	37
機械の共同利用・作業の共同化	20
耕作放棄地の解消	20
都市農村交流・小中学校交流	15
女性・高齢者の活動の活性化	14
集落間連携・交流	12
担い手・後継者の育成	11
農業生産活動に対する意欲向上	9
高付加価値農業の実践、新規作物の導入	9
集落営農の取組	7
多面的機能に関する高まり	5
災害防止	5
伝統行事の復活等	3
その他	3

### 31 本制度への意見・要望・感想等

本制度への意見・要望・感想等について自由に記入してもらったところ、  
443集落協定から回答があった。

内 容	回答数	主 な 内 容
制度の継続	117	・制度の継続
集落の課題	110	・高齢化、担い手不足、鳥獣害被害等
制度の要望	105	・事務の簡素化 ・役員の負担が大きい ・要件の緩和・変更（対象農用地、返還措置、期間、交付単価等）
制度の成果等	105	・事業の成果や反省点
その他	33	